

治療用眼鏡、補助具取扱い業者登録仕様書

- 1 件 名 佐久市立国保浅間総合病院眼科補助具取扱い業者登録
- 2 期 間 登録開始から5年間
- 3 業務内容 眼科治療において、治療用眼鏡、補助具等の購入又は賃借が必要と診断がされた患者さんへ当院に来院のうえ製品説明を行い、患者さん個人と契約を行う。
その際、視力発達に影響しないレンズの選定、正しい位置にフレームを保持出来るフィッティング技術、累進帯の位置決めなどの専門的知識、技術を有し、通常範囲外のレンズ取扱いがあること
また、CCP 変更レンズの取扱いがあること
- 4 対象器具 (1) 小児弱視、斜視治療用眼鏡
(2) 先天性白内障術後眼鏡
(3) 屈折矯正眼鏡
(4) 拡大レンズ
(5) 拡大読書器
(6) ルーペなど
- 5 その他 (1) 当院眼科職員の依頼により来院し患者さんと打合せすること
(2) 受注者は別添業務許可基準に準ずること
(3) 本仕様に記載のない事項については、病院、受注者、患者さんと協議の上決めること